平成30年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成30年12月20日 (木曜日)

議 事 日 程 (4)

平成30年12月20日 午前10時00分開会

日程第1 議案第58号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案第59号 地方独立行政法人芦屋中央病院第2期中期目標の策定について

第3 議案第60号 平成30年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

第4 議案第61号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 刀根 正幸

5番 妹川 征男 6番 貝掛 俊之 7番 田島 憲道 8番 辻本 一夫

9番 川上 誠一 10番 松上 宏幸 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理惠

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 三桝賢二 中西新吾 教育長 モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 村尾正一 総務課長 松尾徳昭 **芦屋港活性化推進室長** 水摩秀徳 企画政策課長 池上亮吉 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 松浦敏幸 税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 井上康治 藤永詩乃美 福祉課長 健康・こども課長 濵村昭敏 住民課長 吉永博幸 産業観光課長 溝上竜平 学校教育課長 生涯学習課長 新開晴浩 本石美香

【 傍 聴 者 数 】 6名

午前 10 時 00 分開会

〇議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

〇議長 小田 武人君

お諮りいたします。日程第1、議案第58号から、日程第4、議案第61号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

〇総務財政常任委員長 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。

総務財政委員会の委員会報告をさせていただきます。報告いたします。

報告第17号、平成30年12月18日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会 委員長、松上宏幸。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり 決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第60号、賛成多数により原案可決。

議案第61号、賛成多数により原案可決。

以上のとおり報告いたします。終わります。

〇議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

〇民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しま したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第58号、満場一致、原案可決。

議案第59号、満場一致、原案可決。

議案第60号、賛成多数、原案可決でございます。

以上、報告を終わります。

〇議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されております。書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。

書記。

〔朗 読〕

平成30年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育で支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成30年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理由

調査不十分のため。

.....

平成30年12月18日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 横尾 武志

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、 会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の 諮問に関する件」

理 由

.....

〇議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。 ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第58号の討論を許します。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第1、議案第58号について、委員長報告のとおり、原案を可決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[举 手]

〇議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第2、議案第59号の討論を許します。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第2、議案第59号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[举 手]

〇議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第3、議案第60号の討論を許します。ございませんか。妹川議員。

〇議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。議案第60号、平成30年度芦屋町一般会計補正予算について、反対の立場から討論に参加します。

税の証明などコンビニ交付システム導入業務委託及び住民票のコンビニ交付導入事業の2つの合計金額約2,700万円に対して反対いたします。この2つは、課税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明書をコンビニなどに設置された端末機、マルチコピーとも言いますが、を自分で操作して証明書などを取得するものです。便利で、簡単、安心、そして、住民サービスの向上と窓口業務効率のアップ、コスト低減を実現できますとの総務省のふれ込みで、全国的に徐々にふえていると聞いています。コンビニでこれらの証明書を取得するには、マイナンバーカードを持つことが前提です。ところが、マイナンバーカードの発行率は、芦屋町では11.2%、平成24年度8月に導入した福岡市は10.7%、本年3月に導入した岡垣町では16.7%と聞いています。

私は、次の3点について疑問を持ち、反対していきます。1つ目は、マイナンバーカードを持つのは身分証明書がわりに高齢者の方が多いようですが、コンビニの機械を自分で操作することが難しい方が多いのではないでしょうか。どれだけの利用者がいるのでしょう。2つ目は、町民の利便性と言いますが、最小の経費で最大の効果という地方自治体の財政規範に照らしてどうなのか、非常に疑問です。3つ目は、3,000億円、4,000億円という莫大な公費を投入し、多くの懸念を指摘しがらスタートしたマイナンバー制度は、発足後もさまざまなトラブル、問題が露呈しています。個人情報の漏えいと悪用の危険がつきまとい、コンビニ交付のためカードを持ち歩くことがふえれば、その危険性は拡大すると考えられます。

このような危険性が考えられるマイナンバー制度のもとで、ICチップ入りのカードの普及拡大を町は積極的に進めてよいのでしょうか。今回の予算計上はマイナンバー制度に対する芦屋町の姿勢が問われていると言わざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

〇議長 小田 武人君

賛成討論ございませんか。川上議員。

〇議員 9番 川上 誠一君

議案第60号は私が一般質問でも求めていた小中学校の要保護、準要保護児童・生徒への就学援助費を入学前に支給するための予算や6月の大阪北部地震においてブロック塀が倒れ、少女が死亡する事故が起こったことを受け、学校や公共施設等の危険ブロックの改修工事、撤去を行う予算、災害時の情報伝達のシステムの構築など、子供の教育や暮らし、安全、災害に深く関わる予算が計上されています。これらの予算は大変評価できるものであり、予算作成にかかわった担当課の皆さんに対し敬意を表するものです。

しかしながら、今回の補正予算にはマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアか らの住民票等や税証明等の自動交付ができるシステムの導入の業務委託料が約2,700万円計 上されています。この施策には多くの問題点があります。第1の問題点は、マイナンバーカード は平成28年1月から交付が始まりました。平成29年8月時点でマイナンバーカードの保持者 は全国で9、6%、平成30年度11月時点でマイナンバーカード保持者は芦屋町では1,588 人、11.2%にしかすぎません。ところでマイナンバーカードそのものの発行は計画どおりに進 んでいるのでしょうか。マイナンバーカードの発行目標は、国では平成30年に人口の67. 5%、 8,700万枚とされています。この数字を芦屋町に当てはめますと9,463枚となります。 今年度中に目標達成することは不可能なことになります。これは、住民が政府の言う利便性を感 じるどころか、情報漏えいや国による個人情報の管理強化に根強い不信と危険を抱いてることを 示しているのではないでしょうか。このなかなか進まないマイナンバーカードの発行を促進する ために、総務省は平成29年3月にカード利用推進ロードマップを作成し、コンビニで活用を始 め、スマホで行政手続ができるようにしますと宣伝し、地方公共団体で拡大しています。しかし、 平成29年2月、静岡で約1,900件のマイナンバーの情報が漏れたという自治体があるほか、 平成29年6月には大阪市の委託業者がマイナンバー記載書類を紛失させたなどの問題が各地で 起こっています。

このような都合の悪い事実はほとんど語らず、便利さばかりを強調するのは無責任で不誠実な姿勢と言わざるを得ません。また国は富裕層の税金逃れや不正受給をただすためにマイナンバーは必要と言いますが、マイナンバー制度の狙いは低所得者にあり、税金や保険料の収入に応じて社会保障を制限することもあります。富裕層は1,000人に1人であり、マイナンバー制度をしなくとも、それぞれの税務署がきちんと監督し、適正な課税をすれば可能なことです。マイナンバーカードによるコンビニ普及で制度を推進する姿勢を改め、個人情報を守るため国に対して制度の検証と見直しを求めるべきと考えます。

第2に来年10月からの消費税10%への引き上げとの関連です。11月22日に消費税増税のために出された自民党の提言は、消費税増税の理解の促進や日本経済の潜在力の向上を前提に増税時の臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを持つ人へのポイント加算や軽減税率の

実施への支援、自動車・住宅購入時の減税などを並べ立てています。キャッシュレス決済でポイントの還元やマイナンバーカード利用者に買い物で使える自治体ポイントを加算する対策を講じ、消費税増税を機に個人情報保護法に懸念があるマイナンバーカードの普及を進めるとすることは上から目線の悪辣なたくらみです。

私はマイナンバー制度には一貫して反対してきましたが、補正予算ではマイナンバー関連予算が少額であれば問題点を指摘して住民生活を向上するため補正予算案に賛成をしてきました。しかし、今回の補正予算は評価できる点もありますが、2,700万円を超えるマイナンバー関連予算が含まれた予算であるため看過することはできません。よって議案60号に対して反対をいたします。

〇議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第60号について、委員長報告のとおり、原案を可決する ことに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第60号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、日程第4、議案第61号についての討論を許します。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第61号について、委員長報告のとおり、原案を可決する ことに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

〇議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第61号は、原案を可決することに決定いたしました。 次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託 の申し出があっています。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思い ますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

〇議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成30年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前 10 時 21 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員